

別添

## 宮城県警察犯罪収益対策推進要綱

### 第1 要綱の目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、「宮城県警察組織犯罪対策要綱の一部改正について（通達）」（平成30年3月20日付け宮本組第218号。以下「宮城県警察組織犯罪対策要綱」という。）等に基づく取組と相まって、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2 犯罪収益対策の基本姿勢

犯罪収益対策の推進に当たっての基本姿勢は、次のとおりとする。

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する特定事業者（法第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）の自主的な取組及び国民の理解の促進
- 2 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- 3 犯罪収益関連犯罪（法第13条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進
- 4 犯罪収益対策に関する国際的な連携への配慮

### 第3 犯罪収益対策の推進

#### 1 推進体制及び配慮事項

犯罪収益対策は、宮城県警察組織犯罪対策要綱に基づく宮城県警察組織犯罪対策推進本部の附置機関である犯罪収益解明班を基軸として推進し、IT技術の進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進むことも踏まえて次の事項にも十分に配慮する。

##### (1) 職員の育成

犯罪収益対策を推進するに当たり、犯罪による収益の移転に悪用されることが想定される新たな技術を活用した金融サービス等の動向、犯罪による収益の移転に係る手口、犯罪収益関連犯罪の取締りに有効な捜査手法、疑わしい取引に関する情報や外国F I U（資金情報機関をいう。）との情報交換の枠組みの効果的な活用方法等について、実践的な教養を実施する。

また、疑わしい取引に関する情報が組織犯罪の取締り等に積極的に活用されるよう、関係各部門における職場教養及び警察署に対する巡回教養を計画的かつ継続的に実施する。

##### (2) システム等の活用

警察情報管理システム等を積極的に活用するなど業務を効果的かつ効率的に推進する。

#### 2 特定事業者の自主的な取組及び国民の理解の促進

犯罪収益対策の推進に当たっては、特定事業者の自主的な取組が促進されるよう配慮するとともに、関係機関等と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなどして、犯罪収益対策の重要性に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。

### 3 犯罪による収益に関する情報の収集、整理及び分析

犯罪による収益に関する情報は、全ての部門が緊密に連携し、次に掲げる情報を収集するとともに、的確に整理及び分析を行う。

- (1) 犯罪による収益の移転の実態に関する情報
- (2) 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報
- (3) 特定事業者の法令上の義務違反に関する情報
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

### 4 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進

犯罪収益関連犯罪では、IT技術により金融サービスが高度化する中、インターネットバンキングやスマートフォンの電子決済機能といった新たな情報通信技術を悪用した犯罪が発生するなど従来と比較して犯罪の手口が多様化している。

また、犯罪による収益の移転の検挙事例のうち、暴力団や来日外国人が主体となるものの割合が高いこと等も踏まえ、犯罪収益関連犯罪の取締り等については、次の事項を推進する。

#### (1) 積極的な取締りの推進

ア 犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、疑わしい取引に関する情報、関係各部門の知見等を活用して犯罪による収益の剥奪を指向した追跡捜査を推進し、犯罪組織に係る財産の発見及び解明を徹底する。

イ 各種犯罪の事件化に当たっては、犯罪による収益の発見や検挙を逃れようとする行為に対して、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）を積極的に適用する。

#### (2) 没収保全請求等の的確な実施

犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、単に被疑者の逮捕だけでなく、犯罪による収益の発見にも努め、これを発見した際には、速やかに、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施すること。

#### (3) 検察庁との連携

犯罪による収益の没収又は追徴が的確に図られるよう、犯罪による収益の剥奪については、検察庁との緊密な連携を強化すること。

#### (4) その他の手法の活用

犯罪による収益の剥奪の推進に当たっては、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置だけでなく、捜索・差押え、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会を捉えて犯罪による収益の剥奪に資する措置を講ずるよう努めること。

#### 5 国際的な連携への配慮

犯罪収益対策の推進に当たっては、組織的な犯罪及びテロリズムが国際社会の脅威となっているとともに、犯罪による収益の移転が国際的な金融取引及び商取引を通じて行われていることを踏まえ、国際的な連携に配慮する。

### 第4 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い

#### 1 保秘の徹底

疑わしい取引に関する情報を活用した取締りを行うに当たっては、被疑者その他の関係者に、当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底する。

#### 2 漏えい等の防止の徹底

疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、宮城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第16号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

### 第5 表彰

表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労だけでなく、犯罪による収益の剥奪に関する功労、犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労及び事件検挙等の過程における疑わしい取引に関する情報の積極的活用に関する功労についても考慮するものとする。